２０２６年　１１月

お客様各位

中央労働金庫

令和8年11月20日からの大雪に伴う災害により
被災された方へのご預金およびご融資のお取引のお知らせ

令和8年11月20日からの大雪に伴う災害により被害を受けられた皆様に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当金庫では、この度被害を受けられたお客様の「ご預金およびご融資のお取引」を以下のとおりお取扱いいたしますので、ご案内申し上げます。

１．ご預金のお取引

（１）通帳、預金証書、カード、マイプランカード、およびお届印を持参できない場合でも、ご本人様であることを確認できる書類(原則として公的書類)をご提示いただければ、預金残高の範囲内で現金10万円を上限にお支払いたします。
※お届出印鑑を紛失している場合は、ご捺印の代わりに拇印の押印でご対応させていただきます。

（２）定期性預金の支払については満期日前の支払についてもご相談を承ります。
※また、当該預金等を担保とする貸付のご相談を承ります。

（３）汚れた紙幣・貨幣をお引き換えいたします。

（４）被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談ください。

２．ご融資のお取引

（１）既にお借入いただいているご融資の返済方法等に関するご相談については、窓口にてお問い合わせください。
※詳細については、窓口にてご案内いたします。

（２）災害救援ローン・災害救援住宅ローンについては、2026年11月20日（金）申込受付分より取扱いいたします。次ページ以降にて制度概要をご案内いたします。

３．対象地域等について

本件にかかる災害救助法の適用状況については、防災庁のホームページをご確認ください。

４．災害救援ローン

	概　要
貸出対象者	「災害救助法が適用された市町村のほか当該災害の被災地域にて被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	1,000 万円以内
ご返済期間	生活資金：10 年以内 住宅資金：20 年以内
資金使途	本人または３親等以内の親族の災害復旧等に要する生活資金全般、被災した住宅・車等の修理・買替費用など ※「借入申込書」・「ご本人確認書類」等のご提出が必要となります。また、被災状況の確認できる書類をご提出いただく場合があります。
金利タイプ	固定金利型 ※最新の金利は〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。
保証	（１）保証機関：一般社団法人　日本労働者信用基金協会 （２）保証料は当金庫が負担します。
担保	不要
取扱期間	2027 年 3 月 31 日（水）お申込受付分まで

５．災害救援住宅ローン

	概　要
貸出対象者	「災害救助法が適用された市町村のほか当該災害の被災地域にて被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	1 億円以内
ご返済期間	40 年以内
資金使途	本人または３親等以内の親族の災害復旧に要する住宅関連資金等 ※「借入申込書」・「ご本人確認書類」等のご提出が必要となります。また、被災状況の確認できる書類をご提出いただく場合があります。
金利引下げ幅	ろうきん住宅ローン標準金利より 変動金利型　　最大引下げ幅　年▲1.875% その他特約型　最大引下げ幅　年▲1.550% ※全期間引下げ型のみのお取扱いとなります。 ※別途、キャンペーン引下げ（年▲0.1%）の対象となります。
不動産担保取扱手数料	不要
保証	（１）保証機関：一般社団法人　日本労働者信用基金協会 （２）保証料は別途、お客様負担となります。
担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます。
取扱期間	2027 年 3 月 31 日（水）お申込受付分まで

６．特別引下げ制度概要（災害救援住宅ローン）

	全期間引下げ型		引 下 げ 条 件
	変動金利	固定特約3・5・10・20年 上限特約10年	
特別引下げ	個人引下げ項目の条件充足不要		
	▲1.875%	▲1.550%	「災害救援ローン制度利用申告書」の提出 ※公的な被災・罹災証明書の提出は不要
キャンペーン引下げ	▲0.1%		2026年4月1日（水）～2027年3月31日（水）に本申込み
合計	▲1.975%	▲1.650%	

※実際のご融資金利は、お申込み時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。
※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となることが必要な場合があります。
※当金庫の他のローンのお借換えにはご利用いただけません。
※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。
※災害救援住宅ローンは、手数料定額型のみのお取扱いとなります。
※キャンペーン引下げは、2028年3月31日（金）までのご融資実行分が対象となります。
※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

団体会員とは、中央労働金庫に出資のある以下の団体をいいます。
①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。

以 上

被災された組合員の皆様への「ご融資のお取引」にかかるＱ＆Ａ

下記Ｑ＆Ａは、お客様からご質問が多い事項について取りまとめておりますので、各制度等の詳細やその他のご質問は〈中央ろうきん〉各営業店までお問い合わせください。

１．金庫ご融資既存利用者の被災に伴う返済にかかる内容

Ｑ１．現在、〈中央ろうきん〉で借入を行っているが、今回の被災に伴い、返済条件の見直しを行いたいと考えている。何か対応してもらえるか。
Ａ１．金庫にて既存借入をされている方で、今般の被災により当面の返済が困難となった方に向けては、「勤労者生活支援特別融資制度」のお申込みにより、「１．割賦金変更」「２．期間延長」「３．返済条件変更（月賦・半年賦の内訳、併用等の変更）」「４．元金返済据置特約」等の対応に向け、ご相談をお受付いたします。 ※ご利用にあたっては、各種手続きが必要となりますのでご希望されるお客様は、個別に営業店までご相談ください。

２．災害救援ローンにかかる内容

Ｑ１．被災の証明書は必要か。
Ａ１．公的な罹災証明書をご提出いただく必要はありません。金庫所定書式「申告書」のご提出により罹災状況を確認いたします。別途、請求書・見積書等の資金使途確認書類をご提出いただきます。

Ｑ２．生活資金とはどのようなものが対象となるか。
Ａ２．今般の被災により破損・消失等をした日用品・家電製品・学校用品等の生活用品に加え、被災により破損・消失した自動車やバイク等の修理費用や購入費用ならびに給湯器等の住宅設備等も対象としています。

Ｑ３．被災地域に居住している方のみ利用できるのか。
Ａ３．災害救助法が適用された市町村に居住している方のほか、当該災害の被災地域において被災された方等もご利用いただけます。

３．災害救援住宅ローンにかかる内容

Ｑ１．被災の証明書は必要か。
Ａ１．公的な罹災証明書をご提出いただく必要はありません。金庫所定書式「申告書」のご提出により罹災状況を確認いたします。別途、請負契約書・見積書等の資金使途確認書類をご提出いただきます。

Ｑ２．住宅関連資金とはどのようなものを対象としているのか。
Ａ２．今般の災害により被災した建物の修繕費、建替のための建設費、現住居の居住継続不能に伴う住宅取得費用（土地付新築住宅（建売住宅）購入、土地付中古住宅購入、土地購入＋新築費）等を対象としています。

Ｑ３．金利の特別引下げ制度について取引条件は必要か。
Ａ３．金利引下げ制度（有担保ローン）で定められている取引条件を満たしていただく必要はありません。金利の特別引下げ制度は金庫所定書式「申告書」のご提出により適用されます。

以上